

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 12 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2015

課題番号：23730056

研究課題名(和文)イノベーションが重要な市場における企業結合規制のあり方に関する総合的研究

研究課題名(英文)1

研究代表者

池田 千鶴(1, 1)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：40346276

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：イノベーションや研究開発が特に重要な市場における適切な競争政策・競争法の適用・執行のあり方を考えるため、企業結合規制に特に着目して研究を行った。具体的には、イノベーション競争や研究開発競争の減少が問題となった米国・EUの企業結合審査事例を収集し、市場の画定方法、反競争効果の分析、競争促進効果の分析、競争回復措置(問題解消措置)の設計の各段階についてそれぞれどのように競争法上の評価・分析が行われているのかを検討し、慎重に審査すべき識別基準、違法性判断基準、審査分析の手法、証拠・立証方法、問題解消措置の設計のあり方について我が国における示唆を得るべく分析を行った。

研究成果の概要(英文)：This research has focused merger regulation in order to get useful insights for suitable balance of anti-competitive effect and pro-competitive effect in markets where promoting innovation and R&D from competition law and policy's point of view. Collecting the merger cases in US and EU which competition authority had analyzed competition concerns about reduction of innovation and R&D competition, then analyzing how to define the markets, how to analyze anti-competitive effect and pro-competitive effect and how to build suitable remedies for resolve competition problems, find some useful insights.

研究分野：経済法

キーワード：企業結合規制 独占禁止法 イノベーション M&A 双方向市場 直接・間接のネットワーク効果 インターネット デジタルプラットフォーム

1. 研究開始当初の背景

イノベーションは、新しい商品やサービス、技術を生み出すとともに、既存の商品やサービス、技術の品質を向上させ、価格を引き下げ、消費者の生活をより豊かにより良くする。このようなイノベーションを促進し、あるいは、不必要に抑制しないためには、競争政策や競争法（独占禁止法）の適用・執行のあり方はどのようにあるべきか。

これについては、大きく分けて2つの考え方があり、1つ目は、独占を認めて、独占利潤から研究開発投資をさせることにより、イノベーションが促進されるという考え方である。2つ目は、企業間で競争させることにより、イノベーションが促進されるという考え方である。問題は、市場にいくつの企業が存在すれば、最適なイノベーションが可能になるかという答えが分からないことである。とりわけ、企業間の合併・買収を予め審査する企業結合規制では、競争者同士の合併（水平合併）であれば、4社から3社に、3社から2社に、2社から1社へと競争単位が減少するため、特に問題となりやすい。最近の研究では、市場に4社～7社が存在すれば、イノベーションが活発に行われるという研究結果がある。

以上のような状況の中で、米国の競争当局である司法省および連邦取引委員会が共同で出している水平合併ガイドラインが18年ぶりに全面改定され、2010年8月に公表された。主な改正点は多岐にわたるが、本研究との関連で言えば、イノベーションに対する反競争効果について、項目を新設して言及が加えられたことが重要である。

合併がなければ行われていたイノベーション努力を合併後の企業がしなくなることによって、イノベーション競争が減少する可能性がないかが検討される。このように、2010年の米国水平合併ガイドラインに、イノベーションに関する記述が入ったのは、1995年のGilbert&Sunshineの論文（イノベーションの向上などの動態的効率性を合併分析に組み入れるために、イノベーション・マーケットの考え方を示した論文）を契機に、完成された製品や技術として市場化されるに至っていない研究開発段階における競争状況を把握するためのイノベーション・マーケットの考え方を示すこと、の是非をめぐる議論の積み重ねや、2001年の製薬企業同士の合併（Genzyme/Novazyme事件）において、難病の治療薬がまだ市場化されていない状況の下で、2社間のイノベーション競争・研究開発競争が減少することが主たる反競争効果として問題になった合併事件などの具体的な審査経験の積み重ねによるところが大きい。

我が国でも、『技術革新と独占禁止法（特集 技術革新・技術取引と競争政策）』（日本経済法学会年報20号、1999年）における学会における議論や、武田邦宣「ハイテク産業

における企業結合規制」阪大法学54巻2号（2004年）など優れた先行研究があるが、イノベーションがもたらす恩恵の重要性に鑑み、イノベーションと競争政策・競争法の適用・執行との最適な関係についての考察は、引き続き、調査・研究されなければならない重要課題である。

また、2010年の米国水平合併ガイドラインにおいて、(a) 行政機関が行う企業結合審査において用いられる証拠の種類や証拠の入手先の項目が新設され、各証拠の評価の仕方も含めた、企業結合後の競争への悪影響（反競争効果）の「立証のあり方」にも関心が払われたガイドラインとなっていることや、(b) 企業結合による合併後の競争への影響を検討する市場効果分析のあり方について、反競争効果のシナリオをまず明らかにした上で、その上で検討すべき関連市場を画定するという「新たな分析手順」が示されたことが、本研究との関係で注目される。

(b) 新たな分析手順については、これまで理解されてきた企業結合審査の分析手順とは異なる斬新なパラダイムの転換であり、平成24年度の日本経済法学会におけるシンポジウムのテーマとして取り上げられるほど、それ自体、我が国の法運用にとって重要なものである。

また、(a) 反競争効果の「立証のあり方」については、我が国では、公正取引委員会が出す行政処分である排除措置命令等について、公正取引委員会における不服審査型審判制度を廃止して、直接、東京地方裁判所に抗告訴訟を提起する仕組みに変える独占禁止法改正法が成立し、施行された。このような不服審査の仕組みの制度変更により、違法な企業結合行為を差し止め、競争回復措置を命じる排除措置命令について名宛人の会社に不服がある場合には、裁判所で争われる可能性が高まるため、行政機関による審査段階での証拠の評価の仕方の問題のみならず、裁判所における司法審査に耐えうる立証のあり方の問題についても、我が国における実務上の関心や重要性がより高まっている研究課題である。

2. 研究の目的

本研究は、イノベーションや研究開発が特に重要な市場における適切な競争政策・法執行のあり方を企業結合規制（企業同士の合併・買収（企業結合）による合併後のイノベーション・研究開発の取組みの低下等の競争上の悪影響を事前に防止することを目的とした行政機関（公正取引委員会）による審査制度）に着目して研究する。

具体的には、イノベーションや研究開発が特に重要な市場における企業結合に対する競争法・独占禁止法上の評価・分析方法、競争回復措置（問題解消措置）の設計方法について、行政機関による審査の諸問題のみならず、裁判所における司法審査に耐えうる証

拠・立証のあり方を含め、アメリカ、EU および我が国における企業結合事例を参照しつつ、多角的、総合的に比較法研究するものである。

3. 研究の方法

アメリカ、EU および我が国における競争当局が行った企業結合審査事例のうち、イノベーション競争や研究開発競争に対する考慮が競争上の評価・分析において見られる事例を収集し、このような審査事例において、市場の画定方法、反競争効果の分析、競争促進効果の分析、競争回復措置(問題解消措置)の設計の各段階において、それぞれどのように競争法上の評価・分析が行われているのかを検討して、違法性判断基準、審査分析の手法、証拠・立証方法、問題解消措置の設計のあり方について我が国における示唆を得る。その際には、裁判所における司法審査にも耐えうる証拠・立証のあり方にも関心を広く持ちながら分析を行うことにした。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

イノベーション競争や研究開発競争の減少が問題となった米国・EU の分析事例の収集・分析と、米国・EU の競争当局関係者のスピーチや論文等から伺える問題意識の分析を行った。とりわけ、近時は、欧米の競争当局者のスピーチにおいてイノベーション競争について言及することが頻繁にみられ、米国・EU における競争当局関係者がどのケースについてどのような問題関心を持って重点的に審査を行ったのかを把握することが可能となっている。

もっとも、イノベーション競争が重要な考慮要素となり、競争回復措置(問題解消措置)の設計が困難であったために M&A が断念された事例もあり得ると思われるが、そのような事例の検証は、研究上の価値が極めて高いにもかかわらず、このような断念事例の情報収集に困難を伴うことは残念なことである。

2001 年に米国・連邦取引委員会 (FTC) が審査手続を打ち切り、不問に付した製薬企業同士の株式取得である Genzyme/Novazyme 事件では、難病の治療薬がまだ市場化されておらず、また 2 社しか研究開発を進めていない状況の中で、当該 2 社が結合することによるイノベーション競争・研究開発競争の停滞・低下が反競争効果として問題となる一方で、本件株式取得により未だ治療法が確立していない難病の治療薬の開発が成功する可能性が高まる等の効率性の向上効果が重視された。イノベーション市場の画定の是非、製薬業界におけるイノベーション競争・研究開発競争への悪影響の捉え方、証拠・立証方法、効率性の向上効果の考慮の仕方等の点で、参考となる事例である【**後掲研究業績・学会発表**】。

FRAND 宣言付きの標準必須特許を含む膨

大な特許ポートフォリオの取得を目的としたスマートフォンやタブレットなどの無線端末産業における企業結合審査事例をとりあげ、FRAND 宣言付き標準必須特許の特許権保有者が移転される場合(特許権の譲渡により権利者が法的に変更される場合のみならず、株式取得による完全子会社化を通じて、実質的な権利行使主体が変更される場合を含む)に生じる競争上の懸念について検討した(池田 千鶴「企業結合規制と特許の取得」根岸哲先生古稀祝賀『競争法の理論と課題』(有斐閣)所収(2013年)367頁 - 395頁【**後掲研究業績・雑誌論文**】)。

Google/Motorola Mobility, CPTN/Novel, Apple/Nobel, Rockstar Bidco/Nortel の欧米競争当局による審査事例を取り上げ、FRAND 宣言の内容の曖昧さを利用して合併後にライバルをホールドアップする能力とインセンティブを合併企業が持ち、イノベーションや競争を妨げることになるかという主要競争上の懸念について分析した。

その際には、合併後に懸念される反競争的行動が行われる前に、事前に、問題解消措置等の方法で対応する企業結合規制(特許取得時に行う事前規制)だけでなく、反競争的行動が行われた後に、事後的に、市場支配的地位の濫用規制(日本の私的独占規制に相当する規制)で対応する視点も、上記の事例分析を行う上で取り入れた。

近時、双方向市場(two-sided markets)として経済学・経営学における研究が進んでいる。異なる 2 以上の顧客群を媒介し、一方のサイドの顧客群の数が多ければ多いほど、他方サイドの顧客群にとっての効用が高まる間接ネットワーク効果が働くといわれるインターネット上におけるプラットフォームビジネス(たとえば、検索サイトやオークションサイトなど)に関する M&A において、企業結合審査上で配慮すべき課題や慎重に審査すべき識別基準等を明らかにするため、米国や EU などの海外競争当局の審査事例を中心に検討した【**後掲研究業績・学会発表**】。

最終年度では、2015 年の電気通信事業法改正により、電気通信事業の登録の更新制度が設けられ、総務省による企業結合審査の仕組みが導入されたことを検討した(池田 千鶴「電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律」日本経済法学会年報 58 巻 55 頁-72 頁(2015 年)【**後掲研究業績・雑誌論文**】)。

設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化を防止し、設備設置事業者によるサービスの多様化や株式取得等、グループ化に係る資本取引が競争に与える影響について問題ないか否かを総務省が審査を行うことが可能となる。固定通信市場でも、新規事業者が線路敷設基盤(電柱・管路等)を新規に整備することが容易ではない等の特性に鑑み、グループ化の進展により設備設置事業者

による競争の確保に支障を及ぼす懸念等を防止する必要があるのは移動通信市場と同様であることから、移動通信だけでなく、固定通信も新制度の態様となる。米国の連邦通信委員会（FCC）の制度をモデルとしたものである。

総務省による企業結合審査の仕組み（電気通信事業の登録の更新制度）の導入により、公正取引委員会が行う独占禁止法に基づく企業結合規制との二重規制の評価が問題となる。たしかに、企業結合がもたらす競争への影響を考慮する点では共通するが、独占禁止法1条と電気通信事業法1条のそれぞれの目的や審査要件も異なる上に、総務省の新制度は設備競争の維持に関心がある一方で、公正取引委員会の企業結合審査では、商品・役務の市場を中心に市場支配力が形成、維持、強化される蓋然性を分析し着眼点も異なるため、不要な二重規制というわけではないように思われる。ただし、条件を付す場合には、相互に矛盾する内容とならないように、公正取引委員会と総務省との間で連携が取られることが望ましい。

（2）得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

イノベーションが重要な市場において、合併や買収などのM&Aが将来のイノベーション競争、研究開発競争に与える影響をどのように評価すべきか（市場の画定、反競争効果の分析、競争促進効果の分析）、将来のイノベーション競争や研究開発競争に及ぼす影響を取り除くための競争回復措置（問題解消措置）の設計はどのようにあるべきか、それは可能なのかも含めて、世界の競争当局が日々直面する重要な課題となっている。

現時点での研究成果ではまだ分析事例が少なく、また市場における競争環境の変化も激しいため（ネットワーク効果を緩和するマルチホームिंग（ユーザーは複数のプラットフォームを登録・利用できること）やスイッチングコストの低下（たとえば、あるアプリが気に入らなければ、別のアプリに簡単に乗り換えることができること）、3Dプリンターやインターネット上のオンライン電子商取引の普及・拡大などにより、従来は商品の生産・流通・販売に多額の費用が必要であったが、技術の進歩により、スタートアップ段階での費用は従来と比べてそれほど必要としない環境になってきた参入障壁の低下傾向など）、公正取引委員会が公表する企業結合ガイドラインに本研究成果を明示的に取り入れることは難しいと思われる。しかし、将来的に企業結合ガイドラインに本研究成果が取り入れられれば、合併・買収をしようとする企業にとって、予測可能性が高まり、イノベーション能力や研究開発能力を合併・買収という手段を通じて機動的に高めようとする企業にとっても資することになる。もっとも、ガイドラインにおける定型的な記述が、市場環境の変化が激しい市場におけるイノ

ベーションや技術の進歩をかえって妨げることになりうるとも考えられるため、あえてガイドラインには記述せずに、個々の具体的な企業結合案件において具体的事実に基づき競争上の影響評価を行うことにより、個々の事例の積み重ねによるルール形成の方が好ましい場合があるかもしれない。ガイドラインに記載することの有用性とその限界を認識することが重要であると思われる。

また本研究は、企業結合審査においてイノベーション競争や研究開発競争をどのように考慮するかという問題関心に基づくものであるが、他の行為類型についての競争法の分析枠組みも主要な部分で企業結合の分析方法と共通しており、他の行為類型におけるイノベーション競争や研究開発競争に対する考慮（競争排除型の事案における、他の競争者の研究開発意欲を低下させる等）についても、分析方法・立証方法の精緻化に向けての応用が可能である。

本研究でも総合的に分析・検討を行う上で重視した視点、すなわち事前規制と事後規制、短期と長期、過剰規制（本来違法とすべきでないものを違法としてしまうこと）と過少規制（本来は違法とすべきなのに見過ごしてしまうこと）の各視点は、イノベーションや研究開発が特に重要な市場における適切な競争政策・競争法の適用・執行のあり方を総合的に考える上でも、大変重要な視点である。

（3）今後の展望

2010年米国水平合併ガイドラインも認めるように、企業同士の合併・買収により価格が上昇するあるいは高止まりするという「価格競争」の他に、商品・サービスの品質が低下する、数量が減少する、イノベーションが低下するといった「非価格競争」の減少も、「価格競争」と同様に合併後の悪影響を防止する必要がある。本研究は、反競争的な「非価格競争」の中でも特に評価が難しいイノベーションを取り上げた。

市場における競争環境は、従来の有体物の生産・流通・販売を行う企業間競争から、高速・大容量のプロードバンド環境が整備され、インターネット上の電子商取引が普及・拡大してきており、オンラインの電子商取引や、ビックデータ・パーソナルデータ、人口知能（AI）といったプログラム・電子データが財としての価値を持つようになってきている。従来の有体物の財の生産・流通・販売から、無体物の技術の取引（ライセンス取引、標準化）から、フリーエコノミーやシェアリングエコノミーと呼ばれる異なる二つの顧客群の取引を媒介したり、マッチングしたプラットフォームビジネス（Googleの検索サービスを使うユーザーと広告主、ebayやYahooオークションのような中古品の売主と買主を結びつけるオークションサイト、airbnbやUberのような、宿泊場所の提供者と借り手、運転手と乗客とを市場における需給に応じた機動的な価格でそれぞれをマッチングす

るサービス)などについても、同様の分析ができるのか、引き続き研究を続けていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

池田 千鶴、電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律、日本経済法学会年報、査読無、58巻、2015、55-72

池田 千鶴、間接的な隣接市場からの競争圧力と、垂直型市場閉鎖に対する問題解消措置を前提に容認された株式取得事例(公取委審査結果平成25・1・24)新・判例解説 Watch(法学セミナー増刊速報判例解説)、査読無、16号、2014、255-258

池田 千鶴、企業結合規制と特許の取得、根岸哲先生古稀祝賀『競争法の理論と課題』(有斐閣)所収、査読無、2013、367-395

池田 千鶴、企業結合規制(審査手続及び審査基準)の見直し、公正取引、査読無、729号、2011、11-19

[学会発表](計10件)

池田 千鶴、電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律、日本経済法学会、2015年10月17日、白鷗大学(栃木県)

池田 千鶴、電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律、関西経済法研究会、2015年10月3日、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所(大阪府)

池田 千鶴、電気通信分野における寡占化・グループ化・連携サービスへの対応と規律、東京経済法研究会、2015年7月18日、立教大学(東京都)

大橋 弘、大久保 直樹、池田 千鶴、大木 良子、荒井 弘毅、品川 武、橋本 庄一郎、瀬戸口 丈博、工藤 恭嗣、「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の最終報告、2015年5月15日、公正取引委員会競争政策研究センター(東京都)

池田 千鶴、ネットワーク産業における規制改革-情報通信分野における規制改革から学ぶこと-、公益事業学会関西部会、2015年1月23日、関西電力(東京)

大橋 弘、大久保 直樹、池田 千鶴、大木 良子、荒井 弘毅、品川 武、橋本 庄一郎、瀬戸口 丈博、工藤 恭嗣、「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の中間報告、2014年11月3日、公正取引委員会競争政策研究センター(東京都)

池田 千鶴、双方向市場(two-sided markets)における企業結合規制、大阪弁護士会独禁法実務研究会、2014年7月17日、

大阪弁護士会館(大阪府)

大橋 弘、大久保 直樹、池田 千鶴、大木 良子、荒井 弘毅、品川 武、橋本 庄一郎、工藤 恭嗣、後藤 景子「プラットフォームビジネスの特性の分析と合併審査上の課題」の研究計画、2014年5月16日、公正取引委員会競争政策研究センター(東京都)

池田 千鶴、ASML・サイマー垂直統合事例(H25/5/2)独占禁止法判例研究会、2013年9月22日、北海道大学(北海道)

池田 千鶴、イノベーション競争と企業結合規制について - Genzyme/Novazyme 買収事件の FTC による審査打切りのケース(2004年)、独禁法研究会、2011年11月5日、大阪俱樂部(大阪府)

[図書](計3件)

宮井 雅明編著、齊藤 高広、柴田 潤子、池田 千鶴、長谷川 亜希子、八千代出版、経済法への誘い、2016、293(114-121と122-149)

川濱 昇、武田 邦宣、和久井 理子編著、池田 千鶴、河谷 清文、中川 晶比兒、中川 寛子、西村 暢史、林 秀弥、商事法務、論点解析経済法、2014、281

川濱 昇、泉水 文雄、土佐 和生、泉克幸、池田 千鶴、有斐閣、競争法の理論と課題 - 独占禁止法・知的財産法の最前線、2013、774

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 千鶴(IKEDA, Chizuru)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40346276

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：